

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年5月14日

【四半期会計期間】 第88期第1四半期(自平成26年1月1日至平成26年3月31日)

【会社名】 日本精蠟株式会社

【英訳名】 NIPPON SEIRO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 寛

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号

【電話番号】 (03) 3538 - 3061 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 細田 八朗

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目5番18号

【電話番号】 (03) 3538 - 3061 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役総務部長 細田 八朗

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
日本精蠟株式会社 大阪支店
(大阪市北区西天満二丁目6番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第87期 第1四半期累計期間	第88期 第1四半期累計期間	第87期
会計期間	自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	自 平成25年1月1日 至 平成25年12月31日
売上高 (百万円)	10,853	9,501	39,543
経常利益 (百万円)	503	11	275
四半期(当期)純利益 (百万円)	310	40	389
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)			
資本金 (百万円)	1,120	1,120	1,120
発行済株式総数 (株)	22,400,000	22,400,000	22,400,000
純資産額 (百万円)	11,552	11,323	10,919
総資産額 (百万円)	32,262	31,484	30,600
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	15.53	2.22	20.90
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			10.00
自己資本比率 (%)	35.8	36.0	35.7

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので、記載しておりません。
 3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成26年3月28日に子会社Nippon Seiro (Thailand)Co.,Ltd.を設立しました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間(平成26年1月1日～平成26年3月31日)のわが国経済は、混迷するウクライナ情勢、中国をはじめとするアジア経済の成長鈍化、ユーロ圏経済の回復遅れ等不透明な状況の中、政府の各種政策と日銀の金融緩和政策により円安や株高基調が継続し、輸出関連企業および内需企業の一部の業績改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、原油相場は米国WTI原油が90ドル/バレル台から100ドル/バレル台で推移したのに対し、東南アジア産原油は需給のタイト化を背景に110ドル/バレル前後で推移しました。また、外国為替相場は年初の104円/ドル台前後から3月末にかけて102円/ドル台前後で推移しました。

東南アジア産原油が高止まりする状況の中で、原料コスト上昇分を吸収すべく効率生産、採算販売、コスト低減およびワックス価格の改定など売上高の拡大と収益の改善に努めましたが、中国品との競争激化によりワックス販売は前年同期に比較して販売数量では4,496トン減の15,012トン、販売高では210百万円減の4,261百万円の実績、火力発電用需要の落ち込みにより重油販売は販売数量では22,628キロリットル減の63,997キロリットル、販売高では1,163百万円減の5,179百万円の実績となりました。

これにより、当第1四半期累計期間の実績は、前年同期に比較して売上高ではその他商品を含めて1,351百万円減の9,501百万円、利益面では原料価格の大幅な上昇により営業利益で397百万円減の69百万円、経常利益で491百万円減の11百万円、四半期純利益で270百万円減の40百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末に比較して883百万円増加の31,484百万円となりました。これは主として、現金及び預金の増加額1,567百万円、たな卸資産の増加額227百万円に対して、受取手形及び売掛金の減少額854百万円、投資その他の資産の減少額45百万円等によるものです。これに対して負債合計は、前事業年度末に比較して479百万円増加の20,160百万円となりました。これは主として、支払手形及び買掛金の増加額3,260百万円に対して、短期借入金の減少額2,168百万円、長期借入金の減少額496百万円、未払法人税等の減少額166百万円等によるものです。また、純資産合計は、前事業年度末に比較して404百万円増加の11,323百万円となりました。これは自己株式の減少額458百万円、利益剰余金の減少額47百万円によるものです。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は42百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	89,600,000
計	89,600,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,400,000	22,400,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数 1,000株
計	22,400,000	22,400,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日		22,400,000		1,120		14

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,925,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,451,000	17,451	
単元未満株式	普通株式 24,000		
発行済株式総数	22,400,000		
総株主の議決権		17,451	

- (注) 1 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が40,000株(議決権40個)含まれております。
- 3 単元未満株式には当社所有の自己株式412株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精蠟株式会社	東京都中央区京橋2-5-18	4,925,000		4,925,000	21.99
計		4,925,000		4,925,000	21.99

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.50%
売上高基準	0.13%
利益基準	0.88%
利益剰余金基準	0.97%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	350	1,918
受取手形及び売掛金	2 4,901	4,047
商品及び製品	6,152	6,778
原材料及び貯蔵品	4,168	3,769
その他	468	477
貸倒引当金	5	4
流動資産合計	16,037	16,987
固定資産		
有形固定資産		
土地	9,419	9,419
その他(純額)	4,428	4,420
有形固定資産合計	13,848	13,840
無形固定資産		
投資その他の資産	496	450
固定資産合計	14,563	14,496
資産合計	30,600	31,484
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,121	4,382
短期借入金	8,659	6,490
未払法人税等	228	62
賞与引当金	35	105
修繕引当金	163	233
その他	1,472	1,425
流動負債合計	11,681	12,701
固定負債		
長期借入金	4,337	3,840
再評価に係る繰延税金負債	3,053	3,053
退職給付引当金	98	108
その他	511	457
固定負債合計	8,000	7,459
負債合計	19,681	20,160
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,120	1,120
資本剰余金	14	25
利益剰余金	5,423	5,375
自己株式	1,245	786
株主資本合計	5,311	5,734
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	40	22
土地再評価差額金	5,566	5,566
評価・換算差額等合計	5,607	5,589
純資産合計	10,919	11,323
負債純資産合計	30,600	31,484

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
売上高	10,853	9,501
売上原価	9,881	8,875
売上総利益	971	626
販売費及び一般管理費	504	556
営業利益	467	69
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	0	0
受取賃貸料	53	54
為替差益	72	-
その他	19	11
営業外収益合計	146	65
営業外費用		
支払利息	49	45
為替差損	-	23
固定資産賃貸費用	45	48
その他	14	5
営業外費用合計	110	123
経常利益	503	11
特別利益		
国庫補助金	-	58
特別利益合計	-	58
特別損失		
固定資産除却損	9	0
特別損失合計	9	0
税引前四半期純利益	493	69
法人税等	183	29
四半期純利益	310	40

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 偶発債務

共有船舶相互連帯債務

	前事業年度 (平成25年12月31日)		当第1四半期会計期間 (平成26年3月31日)
豊晃海運(有)	468百万円	豊晃海運(有)	454百万円

2 四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の前事業年度末日満期手形が、前事業年度末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当第1四半期会計期間 (平成26年3月31日)
受取手形	2百万円	百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)
減価償却費	237百万円	228百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年3月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	99	5.00	平成24年12月31日	平成25年3月29日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月28日 定時株主総会	普通株式	87	5.00	平成25年12月31日	平成26年3月31日	利益剰余金

2 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	15円53銭	2円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	310	40
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	310	40
普通株式の期中平均株式数(株)	19,985,588	18,059,235

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5 月14日

日本精蠟株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 山 賢 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精蠟株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第88期事業年度の第1四半期会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、日本精蠟株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。